**徳島県告示第三百三十六号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和三年五月十八日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

| 指定障害福祉サービス事業者 | | 指定障害福祉サービス事業を行う事業所 | | サービスの種類 | 廃止の届出の受理日 | 廃止年月日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 名称 | 所在地 | 名称 | 所在地 | | | |
| 合同会社みつばち | 徳島市南島田町二丁目一二〇番地一〇 | みつばちケア | 徳島市南島田町二丁目一二〇番地一〇 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護 | 令和三年三月十日 | 令和三年四月三十日 |
| 株式会社ケアプラス | 鳴門市大津町矢倉字東堤一〇九番地 | つぼみ自立支援ステーション | 鳴門市大津町矢倉字東堤一〇九番地 | 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護<br>行動援護 | 同二十六日 | 同 |